

# 1 違反行為の概要

参考

本件背景：eコマースの普及によりオンライン販売と実店舗での販売の価格競争が激化し、メーカー・卸・小売の利益が減少

- ①提案売価で販売する旨の同意の取付け
- ②ホワイトレーベル商品の継続的な販売

## コンビ株式会社

価格の拘束手段（同意の取付け）

WHITE LABEL  
ホワイトレーベル

コンビ自ら又は取引先卸売業者を通じて、ホワイトレーベル商品（※）を提案売価で販売する旨に同意した小売業者に対し、販売した。

※ ホワイトレーベル商品とは、コンビが販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品をいう。

